

**父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等
連絡会議幹事会（第1回会議）議事概要**

- 第1 日 時 令和6年10月4日（金）午後1時30分
第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催
第3 議 事 （次のとおり）

○法務省民事局

これから関係府省庁等連絡会議幹事会第1回を開催させていただきたいと思っています。

お忙しい中御参加いただきまして、本当にありがとうございます。

御案内のとおり、今年6月25日の関係府省庁の申合せにより父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議が設置され、7月8日にその第1回会議が開催されました。本日の会議は、その下に設置されました幹事会です。

幹事会のメンバーにつきましては、資料1として配付させていただいた9月27日付けの議長決定のとおりでございます。

本日の会議は、法務省民事局で家族法制を担当しております参事官の私が、司会の進行させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

幹事会の会議資料は、会議終了後に法務省のホームページに掲載予定でございます。

また、議事概要につきましては、会議終了後に法務省民事局におきまして作成し、関係府省庁等に御確認いただきました後に、同じように公開させていただく予定としております。

冒頭の御説明は以上でございます。早速ですけれども、議題の方に入らせていただきたいと思います。

今回の会議では、議題1として、民法等改正法の周知広報用のパンフレットについての意見交換、そして、議題2として、Q&A形式での解説資料についての意見交換、議題3として、民法等改正法の施行準備に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定についての情報共有を取り上げたいと思いますが、まずは、議題1と議題2について、こちらは相互に関連すると思われま

すので、一括して取り上げさせていただければと思います。

今回の民法等改正法につきましては、これを円滑に施行し、子の利益を確保するために、その趣旨や内容が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知を行っていくなどの環境整備が必要でございます。

法案審議の過程で議員修正により追加された改正法の附則でも、政府は改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について国民に周知を図るもの、とされたところでございます。また附帯決議でも、その周知の必要性が指摘されてございます。

そこでまず、法務省民事局におきまして、周知用の素材の1つとして、資料2のとおり改正法の内容を解説するパンフレットの原案を作成いたしました。

この原案の作成に当たっては、それぞれ関係各府省庁等の御担当の方とも協議をさせていただきました。短い間での御協議をありがとうございました。

このパンフレットの作成につきましては、今後、印刷製本業務を事業者に発注する予定です。現在、その入札の手続を行っているところでして、その入札の結果として、この業務を受注した業者には、原案を提供した上でパンフレットのデザインの企画などを委託する予定としております。

その際には、親しみやすいデザインとすることなどの方針に沿っていただき、できるだけ分かりやすいものとしていただくよう依頼する予定でございます。

本日の資料2としてお配りしているものは文字ばかりではございますが、受注者において、これに適宜のイラストを付加するなどの工夫も想定されるところです。

また、資料2の原案についても、一言一句このとおりの記載をするというものではなくて、本日の会議における皆様方からの御意見も踏まえつつ、必要に応じて分かりやすさの観点から修正をすることもあり得ることを御了承いただければと思います。

また、このパンフレットが完成いたしましたら、皆様方にも共有いたしますので御活用いただきたいと思います。

なお、こちらのパンフレットの原案の記載内容について、若干の補足的な説明をさせていただければと思いますが、今回のパンフレットは、私ども法務省民事局の名義で、まずは改正後の民法等の規定の概要を説明することを主眼に置いております。

したがいまして、父母や子に対する各種の支援等については、民法以外の個別の法令に基づくものもあるものの、スペースの都合などもあって、このパンフレットに盛り込むことができる内容にも限界がございます。

例えば、このパンフレットで急迫の事情の例として挙げているDVなどからの避難には、やはり、DV防止法等に基づく一時保護を受けるような場合も含まれるとは考えておりますけれども、その1つ1つの避難の対応について網羅的に記載しているというわけではございません。

また、改正法の周知用のパンフレットについては、今回作成しているもののみで十分であるとは考えておりません。特に今回の資料2のパンフレットは専門家の方にも見ていただきたいという趣旨である程度書き込んでいるところがありますけれども、必要に応じて追加のパンフレットなどを作成することもあり得るところです。

どのようなパンフレットが必要であるか、どのような媒体での周知を行うかなどについても、議題2として御議論いただくQ&A形式の解説資料も踏まえつつ、様々な立場の方々の御意見を参考にしながら検討することが有益だと考えてございます。

そこで、今回の会議の議題1として、周知広報用のパンフレットの内容、周知先、追加のパンフレットの要否などについて、各府省庁等の皆様のお立場からの御意見があれば、御発言いただければと思います。

また、議題2のQ&A形式での解説資料につきまして、先ほど説明いたしました附帯決議では、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により、大きく影響を受ける学校及び病院をはじめとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めることや、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うことなどが求められており、この情報提供の方法として、Q&A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心がけることが示唆されているところでございます。

さらに、改正法の国会審議の過程では、改正後の民法の規定の内容自体に関する質問のみではなくて、民法等改正法が各種の行政手続や支援策に与える影響の有無、内容に関する質問もあり、附帯決議においてもその検討や周知広報等の必要な対応が求められているところでございます。

加えて、附帯決議の中では、改正法の周知について、国会での審議を通じて明確化された立法者意思を踏まえることや、様々な立場の方々の意見を参考にすることなども求められております。

このような附帯決議の趣旨を踏まえて、この会議を通じて、Q & A形式での解説資料を作成していきたいというふうに考えております。

民法の解釈に関わる部分につきましては、私ども法務省におきまして、Q & Aの案を作成し、皆様方に協議をさせていただく予定としております。

各種の行政手続や支援策に与える影響の有無、内容については、各手続や支援策等を所管する各府省庁等の皆様方において御検討いただければと思います。

国会における審議の過程では、例えば、子に関する支援策の中には、離婚後の父母双方が親権者であるか、その一方が親権者であるかにかかわらず、子を現に監護する親を対象としているものが少なくないことが明らかにされてきたところです。

こうした点を改めて整理して、離婚後の父母双方を親権者とすることによって、子に不利益が生ずるものではないことを適切に周知していくということも重要であると考えております。

本日の会議は、議題2の関係でお配りしておる資料はございませんが、次回以降の会議に向けて、連携して解説資料を作成していきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

そこで、今回の会議の議題2として、Q & A形式での解説資料に盛り込むべき内容であるとか、検討の進め方などについて、皆様方の立場からの御意見があれば御発言いただければと思います。

長くなりましたけれども、私からの議題1と議題2についての説明は以上になります。議題1と議題2について、御発言のある方は挙手ボタンを使ってお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○こども家庭庁

説明ありがとうございます。こども家庭庁としましては、今回の資料2に書かれた内容に沿って、パンフレットを進めるということでしたら、やはり、この改正法によって影響を受ける当事者の意見を踏まえた新たな広報内容も、作っていくべきではないかと考えております。

特に、この民法の規定、もちろん法律の専門家の皆様方にとっては馴染みが

あるかもしれませんが、当事者の方々はやはり馴染みがあまりありません。例えば、実際に離婚をされている方、また別居している方などに理解していただけるかどうか、彼らが持っている疑問に答えるような内容にすべきではないか、というふうに考えております。

また併せて広報に使う媒体ですけれども、パンフレットという形で、というのももちろんのことですけれども、媒体として、それ以外にこの資料2に沿った内容を、例えばSNSとか、動画とか、一気に全部というよりは細切れでもいいので、そうやって作っていったら伝えるというような工夫もあるのではないかと考えております。以上です。

○法務省民事局

ありがとうございました。

確かに当事者の方々の御意見なども参考にすることは大事なことかなと思っております。これから先、できるだけ分かりやすい形でのリーフレットなども準備をしていきたいと思っておりますし、パンフレット自体も固定するものでもなく、随時、今後にも必要な対応をしていきたいと思っておりますので、是非、いろいろな形で御協力を頂ければなと思っておりますのでございます。

さらに、後半でちょっと御説明をさせていただこうかなとは思いましたが、媒体についても参考になる御意見ありがとうございました。

どういう形で進めればいいのかということは、関係府省庁等の皆様のお力をお借りしたいとは思っておりますが、動画なども考えていきたいと思っております。そういったところで、是非いろいろな御意見も伺えればなと思っております。ありがとうございました。

○内閣府

御説明ありがとうございました。私からは議題1のパンフレットに関しまして、意見申し上げたいと思います。

1つはパンフレットの内容について、それから、2点目は周知先に関してであります。

1つ目のパンフレットの内容に関してでありますけれども、このパンフレットは改正民法に関する不安でありますとか、疑問に答えるために作成されたものというふうに理解をしております。

今回の改正については、DVの被害が継続しないように、という点、これは

国会の御審議におきましても、それから法制審におきましても、繰り返し確認をされてきたところかと存じます。

不安や疑問に答えるという観点からは、このDVに関して、改正後の民法の条文上は、「心身に有害な影響を及ぼす言動」とされておりまして、身体的な暴力に限られないというところは重要な点ではないか、というふうに認識をしております。

パンフレットの3頁に、「※」書きで「殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴う虐待・DVに限定されません」というふうに記載をしていただいております。

パンフレットの性質上、そのあとの箇所では何度かDVと出てくるわけですが、1つ1つ注記はされていないわけですが、このパンフレットの中で統一した解釈として、最初の3頁のところに書いていただいているものというふうに認識をしています。

個々のケースが該当するかどうかというのは、もうこれはまさしく個々のケースによることになろうかと思っておりますけれども、その前提として、ただ今申し上げた点は、関係省庁の皆様におきましても認識を共有していただきまして、使用される現場で身体的な暴力に限られないという点も踏まえて周知を行っていただくことが重要かと思っております。内容に関しては以上でございます。

それから、周知先に関してでありますけれども、DVの被害を受けた方、それから、DV被害者が相談をする可能性のあるところということで、相談先になりますのは、配偶者暴力相談支援センターでありますとか、それ以外にも、警察、民間団体、関係機関、幅広い関係機関が相談先になろうかと思っておりますので、そういったところを広く対象にさせていただくということが必要かと考えております。

なお、先ほどこのパンフレット以外の追加のパンフレットの要否についてもお尋ねがありましたけれども、今の時点で具体的に申し上げるわけではないのですが、今回作成するパンフレットを活用されたり、あるいは関係機関に対する研修などの状況で、そうした場で質問を受けたりとか、こういう疑問が多いとか、そういったこともあろうかと思っておりますので、今般の法改正の正確な趣旨、内容について周知する上で、こういった方法・内容が有効か、必要に応じて引き続き御相談させていただきたいというふうに考えております。内閣府からは以上です。

○法務省民事局

ありがとうございました。

内容につきましては、DVの点御指摘ありましたとおり、DVが身体的な暴力に限られないということは、このパンフレットの中で一貫して使っておるつもりです。そういう趣旨であるということを、是非御理解いただければと思います。

周知先などについての御意見もありがとうございました。参考にさせていただければと思っておりますし、また今後の検討のあり方などについても貴重な御意見ありがとうございました。使っていただいた御意見などもまた頂いて、今後作っていくQ&Aを随時改定していくなどの対応もあり得るのかなと思っておりますので、是非また御意見いただければと思います。ありがとうございました。

○外務省

今、内閣府から御発言あった周知先の件ですけれども、必ずしも外務省が言うことではないかもしれませんが、日本国内においては、かなりの数の方が外国人の配偶者を持っています。

それから、海外に居住されている日本人、つまり在留邦人、日本人が現地で外国籍の方と結婚している数も結構多くて、そういう外国籍で必ずしも日本語を解さない配偶者の方にも、日本の制度が変わったということと御理解いただく必要があるのかなと思っておりますので、このパンフレットができた暁には、可能であれば英語のパンフレットも是非お願いしたいなと思っています。

まず日本語を作った上で、ちょっと先の話ではあるかと思うのですが、今のうちから予算などを取って、英語を作っていくということも重要だと思います。

また、そういう意味で、日本国内だけでなく、外国に周知するためには、一番最初にこども家庭庁からありました媒体の話も重要だと思っていまして、インターネット上、SNS等で広報すれば、海外にも届いていくことになりますので、そういう方法も必要だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○法務省民事局

貴重な御意見をありがとうございました。

確かに、海外に対してどう伝えていくのかというのは、我々も課題だと思っ

ております。是非いろいろな形で御協力いただければありがたいと思っています。

なお、改正法の概要につきましては、英語版とフランス語版を法務省のホームページに掲載してございます。そういったものも活用していただけるとありがたいなと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

ほかの方はよろしゅうございますか。ありがとうございました。今、3名の方から御発言いただきましたが、パンフレットの内容そのものについては、概ね基本的には資料2のとおりの内容で進めさせていただいた上で、配布先などについても随時御相談させていただきながら進めていきたいなと思います。

Q&A形式の資料については、先ほど私の方から御説明したとおりですが、今後いろいろ御相談もさせていただきたいと思ひますし、いろいろな団体の方で関心をお持ちのところもあろうかと思ひまして、そういう方々の御意見もお聞きすることも大事ななと思ひしておりますので、随時御相談させていただきながら進められればと思ひておるところでございます。

それでは、議題3に進ませていただければと思ひます。

この機会に、民法等改正法の施行準備に向けた私ども法務省民事局の取組であるとか、各府省庁等の皆様方が取り組んでいらっしゃる内容、あるいは今後の取組予定についての情報共有をさせていただければと思ひております。

今回の法改正については国民の関心が非常に高く、各府省庁等がどういう形で取り組んでいるのか、これからどう取り組んでいただけるのか、注目されているところです。改正法の施行に向けた環境整備は、なかなか法務省だけではできないこともあって、各府省庁等に御協力いただいているところではあります。国民の皆様にも、政府全体で施行準備に取り組んでいるという姿を見ていただくということも非常に重要ななと思ひておるところでございます。

まず私ども法務省民事局の方から簡単に御説明をさせていただき、続いて、法務省大臣官房司法法制部、こども家庭庁、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所の順で御説明いただければというふうに思ひます。こども家庭庁からは、資料も頂いております。御質問、御意見等ございましたら、最後に頂ければと思ひます。

では、まず、法務省民事局からの説明ですが、資料3の民法等一部改正法の施行に向けた取組の概要という紙を御覧ください。

改正法の概要については御案内のとおりですけれども、公布から2年以内に施行予定ということで、その適切かつ十分な周知などの環境整備が施行にとって必要だというふうに考えておるところでございます。

これまでの主な取組として、関係府省庁等連絡会議を設置させていただいて、第1回の会議を7月8日に行い、幹事会を今日開催させていただいております。

また、改正法の概要を法務省ホームページに掲載いたしており、こちらにつきましては随時更新予定です。

先ほどの外務省からの御質問・御意見にお答えする形でありますけれども、簡単な形ではありますが、改正法の概要資料については、英語のバージョンとフランス語のバージョンも掲載させていただいているところでございます。

そのほか、これまでの取組としては、いくつかの自治体において、自治体の職員向けの研修会を行いました。御依頼いただいたところに対して行ったというものになります。あるいは、裁判所の方に対しての御説明というものもさせていただきました。こういったものにつきましては、引き続き実施をさせていただく予定でございます。

離婚後の子の養育計画に関する調査研究というものを今年度行っておりまして、継続して行っておりまゐります。養育費請求のための民事執行手続についても、今回の法改正で民事執行手続に関する部分につきましても改正されてございますので、現在、その調査研究を継続して行っておりまゐるところでございます。

今後の主な取組予定ということですが、本日の会議で御議論いただいておりますように、改正法の周知・広報用のパンフレット・ポスターなどを作成していくとともに、議題2のところにもありましたQ&A形式の解説資料の作成なども行っていきたいと思っております。

今後、先ほども若干触れましたけれども、改正法の解説動画なども作ってきたいなというふうには思っております。

また、法定養育費の額などを定める法務省令も今後作っていかねばなりませんので、現在その準備をしております。

そういったもののほかにも、既に御提供させていただいたものはあるかもしれませんが、立案担当者としての解説なども、いくつかの雑誌に載せたものもございますし、ここでの御議論を踏まえた上での詳細な解説なども今後準備していきたいと思っております。

令和7年度予算の概算要求の概要ですけれども、法務省民事局は民事基本法
制の立案を所管しているのみということもあるので、予算的に厳しいところ
ありますけれども、令和7年度には、共同養育計画の作成促進に関する調査研
究を行いたいということで、必要な予算を要求するとともに、子の意見表明権
等に関する調査研究についても要求をしているところでございます。

また、改正法の周知・広報用のパンフレットであるとか、情報提供ツールな
どについても、必要な予算を要求しているところ、ということになります。
民事局からは以上でございます。

続きまして、司法法制部の方から御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○法務省大臣官房司法法制部

司法法制部では、民間のADR機関について、法務大臣が認証するという制
度を所管しておりますが、その関係で、ADRの利便性向上という附帯決議部
分について取組を行うことを予定しております。

現在、最高裁判所と日本弁護士連合会と協議をさせていただいております、
今後共同親権制度が導入された後の父母の紛争について、裁判所だけではなく
て、ADR機関でも話し合いの斡旋等を行えるように、ADRで受け入れ可能
な紛争類型等について整理を行っていきたいと考えております。

紛争当事者が適切な紛争解決手段を自ら選択できるような体制づくりという
ものを行っていきたいと考えております。司法法制部からは以上です。

○法務省民事局

ありがとうございました。続きまして、こども家庭庁からお願いできますで
しょうか。

○こども家庭庁

今般の民法等改正法に盛り込まれました、父母の離婚後の親権制度、また養
育費の確保とか、親子交流の方法に関する改正は、こどもの利益の観点から大
変重要な改正内容と認識しています。私どもとしても、しっかりこの改正の施
行に向けて取り組んでまいります。

お手元の資料4が皆様に配られておりますけれども、こども家庭庁としまし
ては、ひとり親家庭に対する自立支援策の強化としまして、子育て支援だけ
ではなくて、就業支援、さらに養育費確保の支援、そして、経済的支援を進めて
おります。特に今回の民法改正に関しては、ひとり親家庭に対する自立支援の

観点から、離婚前後の親について、離婚をするとどんなふうになるのか、経済的な観点や子育ての観点等、様々な観点から変化がありますので、そういったことに関して講座を実施したりとか、さらに離婚後の養育費についても、確実にこどもの養育費を確保するということについて、相談支援や手続の支援というものを進めてきているところでございます。

併せて次の2頁になりますが、令和7年度の概算要求におきましても、引き続きこういった事業をやるのですけれども、これらをパッケージ化しまして、新たに親子交流支援の実施要件については、18歳到達後3月末まで支援可能にし、頻度とか期間は個々のケースに応じた対応を可能にするということ。また、離婚前後のカウンセリング支援や、外国語にも対応した親支援講座、ガイダンス等の相談者の状況とかニーズに応じた支援の実施ということを盛り込んで進めていくところでございます。

最後に資料の3になりますけれども、今回の民法改正で共同親権ということの観点から、こども家庭庁で行っている手当の支給について、具体的には、児童手当と離婚したひとり親家庭を支援するための児童扶養手当があるのですけれども、共同親権になってしまうと、相手側の所得が高いと自分たちがこれまでもらっていた児童手当や児童扶養手当がもらえないのではないか、という多くの心配の声が私どもに寄せられております。

児童手当や児童扶養手当というものは、現にこどもを監護していること、分かりやすく言うと、日常生活でこどもの面倒を実際に見ていること、これが支給要件ですので、今般の民法改正で共同親権になっても、この考え方は変わってませんよ、としっかりと周知しなければいけないという状況にありますので、最後の3頁目、法務省の民法改正の施行に伴っての周知・広報もこども家庭庁としてもしっかりと実施してまいりたいと思います。

その際には、この民法改正の話についても触れるわけでございますので、是非とも法務省とも連携させていただいて、周知する内容について御確認いただくというような形、また共同で、同じようなパンフレットを同じように、それぞれのチャンネルで広報するというような形での協力を是非お願いしたいと思います。こども家庭庁からの説明は以上です。

○法務省民事局

ありがとうございました。これからも引き続き連携させていただきながらや

っていければと思います。ありがとうございます。

続きまして、内閣府お願いしてもよろしいでしょうか。

○内閣府

内閣府の男女共同参画局です。

私どもからは、7月の第1回の連絡会議、この会議の親会議でもそうでありましたけれども、DV被害者支援への影響というものを懸念する国会での御議論でありますとか、附帯決議の内容なども踏まえまして、DV被害者支援の現場の状況を適切に把握しつつ、この法改正の趣旨、内容について周知をしていくというようなお考えを、これまでもお聞かせいただいているところであります。

内閣府といたしましても、本日、法務省から御説明のありましたパンフレットでありますとか、それから、QA、こういったものを活用いたしまして、配偶者暴力相談支援センターなどのDV被害者の支援を行う現場に対して、情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、研修の実施等を通じまして、法改正の正確な趣旨内容を周知していきたいと考えております。こういった研修の場では、是非、法務省の御協力もお願いをしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

併せて、これは従来からの継続的な取組ではありますが、配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口について、より一層周知をしていくということ。それから、被害者が相談しやすい環境の整備に向けて取組を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、各地域で幅広い関係機関、民間団体の協力、それからネットワークづくりを促すというようなことも行って、DV被害者に対する相談支援の更なる充実を進めてまいりたいというふうに考えております。内閣府からは以上です。

○法務省民事局

ありがとうございました。引き続き、一緒にしっかりとやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、外務省お願いできますでしょうか。

○外務省

外務省が所掌している旅券の手続は、私人である申請者からの申請を受けて、

外務大臣または領事官が旅券を発給するという行政手続であり、公法上の行為ではあるものの、未成年の旅券申請の際には、法定代理人である親権者の同意と署名を求めているところです。

このため、今般の民法等改正により、離婚後の共同親権の定めをすることができるようになったことに伴って、この親権者の同意については、具体的な運用をどうやっていくのか、対応をよく検討する必要があると考えています。皆様の共同親権の親権の共同行使のあり方について関係省庁の取組を参考にしたいと考えています。

○法務省民事局

ありがとうございました。

続きまして、文部科学省からお願いしてもよろしいでしょうか。

○文部科学省

本当に今、率直な意見も頂いたところだと思うのですが、我々文部科学省で最も心配しておりますのが、この法律の施行後、各学校現場に様々な課題が生じるのではないかと。その際に混乱が生じないように対応していくということがとても重要だと思っております。

例えば、未成年である児童生徒の就学ですとか、進学に必要な手続、学校でも各種あるわけでございますけれども、その対応において、この共同親権がどのように行使される形になっているのかということは、当然学校にも、ゆくゆく先生方にも知っていただかなければいけませんし、いわゆる想定外の対応が起こると思いますので、そのときに法の趣旨みたいな部分も含めて、どう適切に対応すればいいのかということも含めて、学校は約3万8000校あるわけでございますけれども、非常に周知には丁寧に行っていかなければいけない、という課題意識を持っております。

そういった意味で、今回お集まりになっている各府省庁の皆様とともに、この幹事会を通じまして、Q&Aみたいなものを作っていくということでございますので、我々の観点もしっかり反映させていただきながら作っていきたく、協力させていただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、こども家庭庁から少しお話されたことに関係するのですが、我々も高等学校の就学支援金制度などを持っております。この際に、収入、親権者

等の収入に基づいて必要資格の認定を行っているわけですので、そういった共同親権の導入後も確実に支援を必要としている高校生、こういった方たちに対して支援が届くように、こちらも関連制度を検討していく必要があると強く認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、皆様とよく話し合って、学校、そして子どもたちに問題が生じないように、我々は対応してまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○法務省民事局

ありがとうございました。文科省との間では随時いろいろな御相談もさせていただいているところでありますけれども、学校でも、いろいろな心配事や、あるいは今後どうやっていくのか不安に思っている方々も多いかなと思いますので、引き続き、一緒に考えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、厚生労働省お願いしてもよろしいでしょうか。

○厚生労働省

いわゆる、医療の現場の課題ですけれども、皆様御存知のとおり、先般の法案審議の過程で様々な議論がございました。ですので、この本法の共同親権行使のルールにつきましては、医療現場において、具体的な親権行使を巡る混乱が生じないよう、医療機関や患者・家族、関係する方々に、この法律の趣旨・内容を適切に御理解いただくということが重要だと思っています。本日の会議のような関係省庁が密接に連携するような会議は大変ありがたく、心強く感じています。

厚労省としても、先の国会での審議事項なども踏まえまして、本法が円滑に施行されて、医療現場において適切な対応が図られるよう、今日議題になりましたQ&A資料につきましても、関係団体と適切に協議していくなど、法務省様をはじめ皆様と連携の上、施行に向けてしっかりとルールの周知をしていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○法務省民事局

ありがとうございました。

医療の現場からもいろいろお声を頂いているところですし、国会の中でもいろいろ取り上げられました。しっかりと連携させていただければと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

続きまして、最高裁判所からお願いしてもよろしいでしょうか。

○最高裁判所

新たな法改正を前提にした調停、審判、訴訟の運用について、これから各裁判所で検討していくということになるわけですが、最高裁としましても、各裁判所において、改正民法の趣旨、内容を踏まえた適切な審理が着実にされることが重要だというふうに認識しておりますので、そのために各裁判所が施行に向けた準備、検討を適切に進められるように、必要な情報提供だとか、サポートをしていく必要があると考えております。

その取組に当たっては、まずは何よりも改正法の規定の趣旨ですとか、内容を正確に現場に伝えるということが必要でして、この辺りは法務省に御協力いただく必要があると思っております。

例えば、法務省の担当者から、これは既に一部やっけていただいておりますけれども、裁判所で、改正法の趣旨や内容について解説いただくというようなことも今後必要になってくると思いますし、実際に調停の現場等では、当事者の方から調停委員がいろいろな質問を受けることになります。例えば、「共同親権になった場合には、学校、病院、行政機関や行政の各種サービスではどういう取扱いを受けるのか」ということについて、質問されるという形になろうかと思えます。

裁判所では、確たることが答えられなければ、「それは学校にお尋ねください」とか、「病院にお尋ねください」とか、「行政機関にお尋ねください」という話になるのでしょうかけれども、実際に例えば学校を念頭に置いても、これから単独親権になるか、共同親権なるのかというところで、今父母間で揉めているという状況のことを、どこまで学校に相談できるのかというと、なかなか実際には相談しにくいだろうと思われ、共同親権になった場合の学校での取扱いについて、聞くにも聞けないというようなことが起こるのかなと思っております。そういったことも想定されるので、やはり裁判所の方でも、一般的には学校ではこういう取扱いを受けるようだとか、行政的なサービスであれば、こういう取扱いを受けるようだという事について、ある程度説明できるようにしておく必要があるのではないかというふうにも思っております。そういった意味では、関係府省庁でどのような取扱いになるのかということについて、今回いた

だいているQ&A等も含めて、充実したものを作っていただいて、それを我々が裁判官、調停委員、その他裁判所職員も含めて、きちんと周知していくということが必要かなと思っており、今後、法務省をはじめとして、関係府省庁の方々には是非とも御協力を頂きたいというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○法務省民事局

ありがとうございました。

既にいろいろな形で今連携させていただいているところではありますが、引き続きしっかりとやっていきたいと思えます。

総務省から挙手が上がりましたので、お願いいたします。

○総務省

私どもは住民票の担当をしております、こどもが転居する場合、そういうことが担当になりますけれども、今回のパンフレットでも、こどもの転居は、基本的には日常の行為に当たらないので、共同親権の行使になるということで、一方で急迫の事情があれば、単独親権の行使ができると、こういう整理になっております。

これはいろいろなパスポートとか、進学とか、きっと基本的には同じではないかなと思っているのですけれども、それで急迫の事情があるときは置いておいて、そうでないときに、共同親権の行使なのだとということで、こどもの転居なのだと市町村の窓口に来られたときに、それは片方の親が来られると思いますので、その片方の親御さんが来られて、これは共同親権の行使としてこどもを転居するのだと言ったときに、それが父母の協議が整ったものなのか、当事者が勝手に言っているだけなのか、外形的な区別がすごく難しいというふうに思っています。

民法の原則として、共同親権を行使するという場合に、何をもって共同親権かどうかを確認するのか、ということは、統一的なルールがないと、引っ越しの場合はこうですと、病院に行って医療を受ければこうですと、パスポートの申請の場合はこうですと、それぞれの現場で、どうぞ御自由に判断というわけにはいかないのではないかなというふうに感じたのですけれども、法務省の御見解をお聞かせいただければと思います。

○法務省民事局

ありがとうございました。

今の御質問の点は、法改正あるいは法案審議のときもずっとお伝えしてきたところではあるのですけれども、現行法においても婚姻中は共同親権なので、基本的にはその扱いを前提に、従来の取扱いがどうなのか、ということを前提にお考えいただければよいのかなと思っています。

行政手続ということになると、民法の考え方だけではないのかもしれないですけれども、多くの関係府省庁とお話をさせていただいていると、双方親権者であったとしても、こどもに関するある行政手続の申請をするために父母双方の署名を必ずもらわないといけないというふうにお考えのところは少ないように思います。

こういったことは、それぞれ行政手続の内容に応じて考える必要がありますが、今後どうするのか今お悩みのところもあるようでして、そういったところを今、それぞれの所管省庁の担当者と相談をさせていただいているところです。我々としては、従来も婚姻中は共同親権だったので、そのときの取扱いはどうだったのでしょうか、ということを前提にお考えいただければ、というふうに御説明しております。行政手続の過程では、現状でも、父母が結婚しているか、離婚したかも分からないこともあるかもしれませんが、父母の一方の署名があれば、通常は父母双方の同意があるものとして、手続を進めていることが多いように受け止めています。また、行政手続だけではなく、一般的な私法取引も含めて、同様に、父母の一方の署名をもって、双方の同意があるものと推定すると扱われているものが多いと認識しています。

他方で、手続の中には、父母双方が親権者である場合には必ず法定代理人お2人の関与が必要な手続というものも当然あると考えています。

我々は、ずっと、このような感じで御説明をさせていただいているところです。以上です。

○総務省

ありがとうございます。

婚姻中は、片方の親が署名をしたら、それは共同親権の行使なのだと、ある種推定が働いているのだというふうに思うのですけれども、今後、離婚後の共同親権の場合についても、急迫の事情があるときに、片方の親が署名したら、それは今まで通り、婚姻中の共同親権となんら差がなく扱っていいのか、という

ことだと思うのですけども、そこは民法の建て付けとして、婚姻中の共同親権と離婚後の共同親権とは一切差がないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○法務省民事局

今回の法改正におきましては、そこには差は設けておりません。

親権行使の方法について、原則として、共同行使と言っている部分については、婚姻中と離婚後の親権の行使方法に差を設けてごさいませんので、親権者が2人だったら原則として共同行使です。

その上で、今回の改正法では、婚姻中と離婚後に共通のルールとして、共同行使の例外というものを3つ挙げており、また、日常的なことは父母の一方が単独でできますよ、というふうな整理を明確化しています。こうしたルールは、基本的に、従来の婚姻中の共同親権のルールを法律上大きくは変えていませんというのが我々の説明です。

ですので、先ほどから御説明しているとおり、婚姻中はどうだったのでしょうか？という御説明になっているということになるかなと思います。

当然のことながら、婚姻中であっても、個々のケースを見れば、親権者の1人が全く同意をしていない、反対をしているというときに、もう1人の親権者が単独で親権を行使しようとするという場面も今までもたくさんあったのであろうと思います。しかし、行政機関側としては、このように親権者の1人が反対しているという事情は分からず、親権者が2人であったとしても、通常は、その一方の署名があれば、もう一方は基本的に同意しているだろうという前提のもとで、行政手続を行ってこられたのであろうと思います。そういうことであれば、今回の改正後も、同じように取扱えるのではないかという御説明を、この法改正の際にずっとさせていただいてきたところであります。以上です。

○総務省

ありがとうございました。

今後Q&Aを作成されるということですので、今御説明いただいたような、民法の考え方は是非明記していただきたいなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

○法務省民事局

ありがとうございました。頂いた御意見を踏まえて整理していきたいと思えます。

そのほか、この機会に御発言を、という方がいらっしゃれば、挙手をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

そうしましたら、議題4の今後のスケジュール等ですけれども、次回会議でも引き続きパンフレットやQ & A形式での解説資料の整理であるとか、それぞれの取組についての情報共有などを扱っていきたいと思います。

次回会議の日程につきましては、Q & A形式での解説資料の進捗状況に応じて、あるいは情報共有を図るべき取組の状況を御相談させていただきながら検討したいと思います。具体的な日程については、追って事務的に調整させていただければと思います。

これで第1回目の幹事会をこれで終わらせていただければと思います。

お忙しい中、本当にどうも今日はありがとうございました。